

平成27年3月

各 位

横 浜 信 用 金 庫

投資信託「取引残高報告書」の作成基準変更のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび当金庫では、投資信託口座を開設しているお客さまに定期的にお届けしている投資信託の「取引残高報告書」につきまして、平成27年3月末作成分より、作成基準を下表のとおり一部変更させていただきますので、ご案内申し上げます。

投資信託のお預かり残高・ お取引(注1)の有無等		「取引残高報告書」の作成基準	
		現 状	変 更 後
お預かり 残高あり	直前3か月間にお取引あり	所定月(3, 6, 9, 12月)の月末に作成します。	変更なし
	1年以上お取引なし	前回作成時から1年後の同月の月末に作成します。	変更なし
<u>お預かり 残高なし</u>	直前3か月間にお取引あり	お取引発生直後の所定月(3, 6, 9, 12月)の月末に作成します。	変更なし
	<u>1年以上 お取引なし</u>	前回作成時から1年後の同月の月末に作成します。	<u>前回作成時から1年後の同月の月末に一度だけ作成しますが、以降、次回お取引発生時または口座抹消時までの間は作成しません。(注2)</u>
	口座抹消	口座抹消を行った日に作成します。	変更なし

(注1) * 「お取引」とは、投資信託の買付、換金ならびに分配金および償還金の入金等をいいます。

(注2) * 従来は、お客さまの投資信託口座にお預かり残高がなく1年以上お取引がない場合につきましても、1年に一度「取引残高報告書」を作成・お届けしていました。平成27年3月末作成分以降につきましては、上表のとおりとなります。

なお、平成27年3月末作成分以前に、お預かり残高がなく1年以上お取引がない場合に既に「取引残高報告書」を作成・お届けしている場合は、平成27年3月末作成分より作成・お届けいたしません。

* お客さまより作成のご要望があった場合には、ご要望日以降を基準日として、臨時作成いたします。その際は、各営業店窓口までご連絡下さい。

* 「取引残高報告書」が作成されなくなって以降、お取引を再開された場合は、お取引発生直後の所定月(3,6,9,12月)の月末に作成・お届けいたします。

以上

【お問い合わせ先】 横浜信用金庫 金融サービス部 投信担当

TEL:0120-304-540 受付時間:9:00~17:00(土・日・祝日を除く)



横浜信用金庫

商 号 等：横浜信用金庫
登録金融機関：関東財務局長(登金)第198号
加 入 協 会：日本証券業協会